

自動車整備事業の整備作業時における確実な作業等の徹底について

今般、国土交通省より、今年度において、複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認されたことから、確実な作業等の徹底について通達されましたのでお知らせいたします。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなります。

つきましては、同様な事案の発生を防止するため、引き続き確実な整備を徹底いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

No.	車両 タイプ	発生 時期	概要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなったとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。 他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型 トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時において、整備作業に不慣れな作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音が生じたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。
4	乗用 車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。	ブレーキキャリパを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドライブシャフトブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。